

本庄市 次世代育成支援行動計画

後期計画（平成22年度～26年度）

～安心して子どもを産み育てることができる
子育て支援社会づくりをめざして



平成22年3月

本庄市

ご あ い さ つ

国では、急速な少子化に歯止めをかけるため、平成15年「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的で計画的な子育て支援対策を実施するための行動計画の策定を義務づけ、本市におきましても平成17年に前期計画を策定し、計画的に施策を推進してまいりました。



しかし、全国的にも依然として少子化は好転しないまま、平成20年度の米国に端を発した世界同時不況なども起こり、子育ての環境は厳しさを増す状況となっています。また、子育て中の家庭においては、育児能力の低下や育児に対する不安・悩みなどから、児童虐待や育児放棄などが大きな社会問題となっています。

将来を担う大切な宝であり、無限の可能性を持つ子どもたちを守り、健やかに育てていくことは、極めて重要なことであり、一人の人間として自立させ、社会に送り出すには、多くの労力と多様な知識が必要であります。

こうしたことから、安心して子どもを産み育てることができる子育ての環境づくりを進めていくには、行政の力だけでは限界があることから、地域社会の子育てへの関わり合いや支援が不可欠であり、行政と地域社会・地域住民の皆様との協働による子育て支援の社会づくりが重要であります。

本庄市では、これからも多くの市民の皆様に子育てに多種・多様な関わりを持っていただき、「みんなで育む、市民の子育て参加率日本一のまち」を目指し、この後期計画を着実に推進してまいりたいと存じますので、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会の皆様には、ボランティアでご尽力いただき、まさしく子育てへの参加であり、大変ありがたく感謝申し上げますとともに、平成20年度に実施いたしました市民意識調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました市民の皆様、並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

本庄市長 吉田信解

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 後期計画策定の背景	1
2 前期計画の取り組み状況	2
3 計画の期間	3
4 計画の位置づけ	3
5 計画策定にあたっての実態・要望の把握	4
6 基本理念	4
7 基本的視点	5
8 体系図（基本理念及び基本方針）	6

第 2 章 本庄市の現状

1 本庄市の状況	7
（ 1 ）人口の推移	7
（ 2 ）人口構成	8
（ 3 ）子どもの数の推移	9
（ 4 ）世帯数の推移	10
（ 5 ）人口動態の推移	11
（ 6 ）婚姻、離婚件数の推移	12
（ 7 ）未婚率の推移	13
（ 8 ）出生率の推移	14
（ 9 ）男女の就業状況	14
（10）乳幼児健康診査受診率の推移	16
（11）認可保育所の状況	17
（12）幼稚園の状況	18
（13）放課後児童クラブの状況	19
（14）児童虐待・いじめ等の状況	20
2 人口推計	21
（ 1 ）総人口の推計	21
（ 2 ）児童人口の推計	22

第 3 章 現状と課題及び今後の取り組み

1 地域における子育ての支援	23
（ 1 ）地域における子育て支援サービスの充実	23
（ 2 ）仕事と生活の調和の推進	28
（ 3 ）子育て支援のネットワークの充実	33
（ 4 ）児童虐待防止対策の充実	34
（ 5 ）ひとり親家庭等の支援体制の充実	35
（ 6 ）障害児施策の充実	37
2 親と子の健康確保及び増進	40
（ 1 ）子どもや母親の健康の確保	40
（ 2 ）「食育」の推進	41
（ 3 ）思春期保健対策の充実	42
（ 4 ）小児医療の充実	43

3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
(1)	次代の親の育成	45
(2)	児童の健全育成	46
(3)	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	48
(4)	家庭や地域の教育力の向上	50
(5)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	52
4	安全・安心まちづくりの推進	54
(1)	良質な住宅及び良好な居住環境の確保	54
(2)	子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進	56
(3)	子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進	57
(4)	被害に遭った子どもの保護の推進	59

第4章 目標事業量の進捗状況と設定

特定保育サービスに係る前期計画進捗状況と後期計画目標事業量	60
1 通常保育事業	60
2 特定保育事業	60
3 延長保育事業	61
4 夜間保育事業	61
5 トワイライトステイ事業	61
6 休日保育事業	61
7 病児・病後児保育事業	62
8 放課後児童健全育成事業	62
9 一時預かり事業	62
10 地域子育て支援拠点事業	63
11 ファミリー・サポート・センター事業	63
12 短期入所生活援助事業	64

第5章 計画の推進について

1 連携体制の確立	65
(1) 地域との連携	65
(2) 企業との連携	65
(3) 関係機関との連携	65
2 計画の進行管理	66

資料編

1 計画策定経過	67
2 本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会規約	68
3 本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会委員名簿	69
4 本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定庁内検討会議規約	70
5 本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定庁内検討会議委員名簿	71